

学識者会議（仮称）の設置について

平成19年11月21日
四国圏プレ広域地方計画協議会事務局

1. 学識経験を有する者への意見聴取の方法について

国土形成計画法（昭和二十五年五月二十六日法律第二百五号）第十条第五項の規定に基づき、広域地方計画協議会における協議を行う際には、学識経験を有する者の意見を聴くこととされている。

このため、四国圏広域地方計画の協議を進めるにあたり、学識経験を有する者の意見を聴取するため、協議会において学識経験を有する者で構成される会議（以下「学識者会議（仮称）」という。）を設置し、四国圏広域地方計画に関する意見聴取を行うこととする。

2. 委員の選定について

学識者会議の委員の選定にあたっては、事務局において（案）を作成し、調整の上、四国圏プレ広域地方計画協議会において決定する。

3. 開催の時期

四国圏プレ広域地方計画協議会において決定後、四国圏広域地方計画の構成（案）等の議論の進捗状況を踏まえて開催時期を決定する。

4. その他

学識者会議（仮称）については、四国圏広域地方計画協議会設置後も学識経験者に対する意見聴取のため引き続き設置する。